

○茅野市事業者PCR検査費用補助金交付要綱

令和3年4月28日

告示第129号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に事業所等を有する事業者による新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に対する危機管理体制の構築を支援するため、新型コロナウイルス感染症に係るPCR法による検査(以下「PCR検査」という。)をその事業主、役員又は従業員(以下「従業員等」という。)が受けた事業者に対し、予算の範囲内において茅野市事業者PCR検査費用補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、茅野市補助金等交付規則(昭和39年茅野市規則第6号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「事業者」とは、市内に事業所等を有する事業者とする。

2 この告示において、「事業所等」とは、店舗、工場、事務所、営業所、宿泊施設その他市長が特に必要と認める事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれかに掲げる者とする。

(1) 従業員等が業務の遂行のために、長野県外へ出張し、又は長野県外からの来訪者に対応するためにPCR検査を受けた事業者

(2) 事業所等において、新型コロナウイルス感染症の発生が確認された場合又は業務の遂行にあたって、新型コロナウイルス感染症の感染者と従業員等が接触した場合において、危機管理体制の観点からPCR検査を受けた事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

(3) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者

(4) PCR検査において陽性結果が出たにも関わらず、諏訪保健所への報告を怠った者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、補助対象者の従業員等が受けたPCR検査に要した費用とする。

2 補助対象経費には、消費税及び消費税相当額は含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国、県、市等による同様の補助金等(以下「国等の補助

金」という)の交付を受けようとするPCR検査又は受けたPCR検査は、補助対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、1検体当たり1万円を限度とする。ただし、補助対象となる検体数は、1事業者当たり次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める検体数を上限とする。

- (1) 従業員等が20人以下の事業者 10検体
- (2) 従業員等が21人以上100人未満の事業者 20検体
- (3) 従業員等が100人以上の事業者 40検体

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請は、令和4年3月31日までに、茅野市事業者PCR検査費用補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは茅野市事業者PCR検査費用補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、交付しないものと決定した場合は茅野市事業者PCR検査費用補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付するものと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他この告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は当該職員を事業所等及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年度の補助金の申請分から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に助成金の交付を受けた者における第8条及び第9条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。